

第 15 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年8月26日(月)	午後 2時 00分
閉会日時	同 上	午後 3時 05分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)	
出席委員	23名	
	農業委員	
	1番 富田 正次郎	2番 杉戸 恵司
	3番 山形 啓子	4番 川口 賢一
	5番 山形 ちづ代	6番 井田 秋雄
	7番 星野 重彦	8番 山形 栄子
	10番 星野 昭彦	11番 中島 篤
	12番 渡辺 隆司	13番 矢内 鉄男
	14番 今泉 芳雄	
	農地利用最適化推進委員	
	1番 金子 博一	2番 荻原 完一
	3番 武 幸一	4番 木村 聡
	6番 小菅 雄一郎	7番 多和田 圭一
	8番 丹羽 康博	9番 中村 耕一郎
	11番 深澤 憲司	12番 太田 亮一
	[遅刻委員]	
	[中座委員]	
	[早退委員]	
欠席委員	9番 坂本 久美子	
	5番 大澤 隆	
	10番 齊藤 克代	
議事参与	5名	
	事務局長 新井 八寿代	主査 鳥井 貴史
	次長 山藤 健二	
	係長 石原 幸枝	
	主査 登坂 良男	
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名	
	日程第2 会期決定の件	
	日程第3 第61号議案 桐生市農地利用最適化推進委員の委嘱について	
	日程第4 第62号議案 農地法第3条の規定による許可申請について	
	委員会処分 5件	
	第63号議案 農地法第4条の規定による許可申請について	
	委員会処分 1件	
	第64号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	
	委員会処分 4件	
	日程第5 第65号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について	
	委員会処分 9件	
	日程第6 報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
	報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	

開 会 午後 2 時 00 分

議 長 これから総会を始めたいと思いますが、最初に事務局より議案書の内容の変更があるということでお話がありますのでよろしくお願いします。

事 務 局 はじめに、議案書にある議事内容について、変更がございますので説明をさせていただきます。

議案書の議案の号数ですが、以前お配りした議案書では「桐生市農地利用最適化推進委員の委嘱について」議案の号数がない状態でした。机の上に修正した議案書を配布させていただきましたので差し替えをお願いいたします。

以上になります。

よろしくお願いします。

議 長 ただ今から第15回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員9名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、3番山形啓子委員及び4番川口委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第61号議案「農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 本件につきましては、今年5月に黒保根地区の推進委員が辞任し、欠員募集を実施いたしました。広報きりゅう令和6年7月号及び桐生市ホームページにてお知らせした結果、推薦による1名の申し出を受け付けました。

多和田圭一さんは黒保根町上田沢にお住まいの方です。経歴等につきましては、本日お配りした資料がございますのでご確認ください。

また、受付時に提出いただいた承諾書により、法律（農業委員会等に関する法律）に規定されている欠格事項、①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。の照会を行い、いずれも該当しないことを確認しております。

議長

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

第61号議案「農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定について」、第3区域の委嘱すべき者を、多和田圭一とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

挙手全員でございます。

よって、第61号議案については農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者として承認されました。

それでは、農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者として承認されました、多和田圭一さんに農地利用最適化推進委員の委嘱を行いたいと思います。

では、新たに農地利用最適化推進委員となられた多和田委員に一言ご挨拶をいただきたいと思います。

7番推進委員

みなさんこんにちは。黒保根町上田沢の多和田圭一と申します。私は生まれが岐阜で、22年前に桐生市の農業委員でもある、さかもと園芸の坂本久美子さん夫妻のところで研修をさせていただき、上田沢で花卉栽培をしております。分からないことが多いので、みなさんに教えていただきながら、任務を行っていきたくと思いますのでご指導のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。多和田委員の議席番号は7番となりますので、席への移動をお願いします。

日程第4 第62号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が5件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号10番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号11番から13番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を実施するため、申請されたものでございます。

本件は、被設定人が3名の設定人の農地の上部に太陽光発電施設を設置することを計画していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

太陽光発電施設下部では県外の農地所有適格法人がサツマイモの栽培を予定しており、本格的な収穫は2年後を予定しているそうです。それまでは耕運・苗の定植や周辺の除草の管理を行っていくとのことでございます。

受付番号14番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件につきまして、8月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

4番推進委員

はい。

議長

はい。4番木村推進委員。

4番推進委員

4番推進委員木村でございます。8月23日に、1番富田委員と事務局2名と一緒に現地調査をして参りましたのでご報告いたします。受付番号10番につきまして、場所は新里町山上の膳八幡神社の南にあり、田として利用されていたと思われ、稲を刈って管理されておりましたので、問題はないと思います。続きまして受付番号11、12、13番につきまして、場所は新里町山上の金子牧場の西にあり、営農型太陽光発電施設として営農ができるように、以前生えておりました竹藪も整理されておりましたので、問題はないと思います。続きまして受付番号14番につきまして、場所は新里の桐生市総合運動場の西にあり、譲渡人は田として利用していたとのこと、現在は草が生い茂っておりますが、譲受人が畑として利用していくとのことなので問題はないと思います。

以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

じゃあ私の方からひとつだけお伺いしますが、受付番号11、12、13番

の営農型太陽光発電施設下部の耕作者について説明をお願いします。ここは昨年の農業委員会で問題があるのではないかということで、事務局と幹事の委員さんで改めて一回協議をさせていただいて、善処をお願いした経緯がありますので、そのところがどうなったのか教えてください。

事務局 耕作者については前回の3条申請の時点では、市内に支店などはなく何かあったときにも事業所のある佐野から対応をすることでしたが、協議の結果、支店を黒保根町の下田沢に置いたとのことでした。

議長 はい。みなさんから何かありますか。

8番推進委員 はい。

議長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 8番推進委員丹羽です。ここの耕作人なんですけれども、昨年3条申請をしたときにはブルーベリーを作付けするということだったと思うんですが、サツマイモに変更となった理由はなんですか。

議長 はい。事務局。

事務局 変更になった理由としましては、土壌の調査を行った結果、サツマイモのほうが適しているとの判断からサツマイモを栽培することになったとのことでした。

8番推進委員 ブルーベリーはまだ作付けしていないのですか。

事務局 はい。

8番推進委員 土壌調査の結果でそのように出たわけですね。

事務局 はい。

議長 ほかに。

12番農業委員 はい。

議長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。以前の方にブルーベリー栽培はポット栽培にするという話だったと思うんですが、それがなぜサツマイモを栽培することになったのかが疑問なんですけど、どうでしょうか。

議長 はい。事務局。

事務局 当初はブルーベリーをポット栽培するということで計画をしていたらしいんですけども、太陽光発電施設下部で作物を栽培するにあたって知見を有する者の意見が必要となるのですが、耕作人が知見を有する者を探していたところ、サツマイモを専門としている方が見つかって、土壌の調査結果も踏まえてサツマイモに変更をしたとのことでした。

議長 いずれにしてもちゃんと耕作をしてもらうことが重要ですよ。ほかにありますか。

8番推進委員 はい。

議長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 これまでの話を聞いていると、この耕作者は法人ですが、この法人は太陽光

ありきの会社なんですか。たとえば新里の他の場所での営農計画とかはないのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 営農型太陽光発電施設下部で耕作を行う法人についてですが、現在栃木県の佐野市、壬生町と茨城県の筑西市で耕作を行う農地所有適格法人であり、筑西市で営農型太陽光発電施設下部の耕作を行っている以外は純粹に農地を農地として耕作をされているそうですので、営農型太陽光発電施設下部専門で耕作を行う会社ではないととらえております。

8番推進委員 新里町で現在申請が出てきているのは営農型太陽光発電を目的としているものですか。

事 務 局 そういうことになります。

8番推進委員 分かりました。

議 長 ほかにありますか。

11番推進委員 はい。

議 長 はい。11番深澤委員。

11番推進委員 11番推進委員深澤です。確認なんですけれども、先ほど2年後から収穫ということだったんですけれども、それは2年後から作付けをするということなのか、2年後から収穫できるようにしていくのかということを知りたいのですが。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 提出された計画書によりますと、1年目は2025年で作付けに向けた準備を行うということで、7月から11月にかけて苗の手配や除草を行い、2年目の1月から耕運と除草、3月に苗の準備を行い、4月から5月にかけて苗の定植を行い、6月から8月まで除草を行って、9月に入って収穫をしていくとのことでございます。

11番推進委員 ということは再来年から作付けが始まるということですか。

事 務 局 そういうことになります。

議 長 結局太陽光発電施設の工事が終了しないと作付けができないということですよ。

11番推進委員 工事はいつ頃始めるのですか。

事 務 局 許可が下り次第着工する計画だということです。

11番推進委員 黒保根町に拠点があるということですが、それはどのような施設か分かりませんか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 黒保根町の拠点についてですが、こちらとしても登記簿謄本を確認しただけの情報になってしまうのですが、沼田大間々線を北上し、途中を利平茶屋キャンプ場の方面へ左折して進んだところに事業所の所在を確認しております。

議 長 基本的には山のような場所が雑種地になっていて、そこならば事務局が置け

るということだと思っんですよね。以前に事務所なり営業所をこちらに設けてほしいということをお願いした関係上、設置をしたと考えてもらえればよいと思います。

11番推進委員 分かりました。
議長 ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第62号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が5件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第62号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第63号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号5番の立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内でありますので、第3種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について8月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

4番推進委員 はい。

議長 はい。4番木村推進委員。

4番推進委員 受付番号5番につきましては、場所は新川駅の近くで、以前から物置や建物が

建てられており、そのため農地への復旧は難しいと思われ、始末書も提出されておりますので問題はないと思います。以上です。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第63号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第63号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第64号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号22番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号23番、24番、25番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地ではありますが、営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った、一時的な利用に供するものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれは無いと考えられ、許可基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考え

ます。

以上22番から25番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件につきまして、8月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

4番推進委員 はい。

議長 はい。4番木村推進委員。

4番推進委員 受付番号22番につきまして、場所は梅田の山奥で、現地を確認したところ、山林として管理をしている状態で、始末書も添付されていることからいたしかたないかと思えます。続きまして受付番号23、24、25番につきましては第62号議案の受付番号11、12、13番と内容が重複しておりますので説明は省略させていただきます。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(なしの声)

それではこれより、質疑に移ります。ご質問は、ございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第64号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第64号議案は許可相当として承認されました。

日程第5 第65号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が9件ございますが、受付番号3番につきましては、私が貸し手となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をす

ることとなり、関係議案終了後に入室をさせていただくこととなりますのでよろしく申し上げます。私が不在の間は桐生市農業委員会規程第3条により、矢内職務代理に議事の進行をお願いします。

13番農業委員 職務代理の矢内です。会長が席を外している間、会長に代わりまして議長を務めさせていただきます。それでは日程第5 第65号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が9件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

13番農業委員 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、利用権設定総括表及び所有権移転総括表について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

13番農業委員 続きまして、この件につきまして、8月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いします。

1番農業委員 はい。

13番農業委員 はい。1番富田委員。

1番農業委員 1番富田です。先日23日に4名で現地調査に行つてまいりました。今回は件数が多いため、筆ごとではなくて総合的に説明を行いたいと思いますのでよろしく申し上げます。田は16件ありますが、現地は稲が育つていまして、きれいになっておりました。次に畑ですが、19件ありまして、現在は全体的に見て草ぼうぼうのところはありません。うち6件はナスを収穫しているところでした。これから秋にかけてトラクターをかけて作物を撒くということになると思います。以上です。

13番農業委員 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第65号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、9件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第65号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

それでは、会長の入室を求めます。

今泉会長へご報告いたします。

本件については、承認されました。

私はこれをもって議長の任を解かせていただきます。

この後に関しましては再び会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは議長に戻らせていただきます。よろしく申し上げます。

日程第6 報告第27号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第27号「農地法第4条第1項第7号の規定による届け出」については、ございませんでした。

以上でございます

ないということで、続きまして、報告28号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第28号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については6件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第28号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 3 時 0 5 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

3 番

4 番
